

提案基準14（露天土地利用のために最低限必要な管理施設）

資材置場又は駐車場（以下「資材置場等」という。）として利用する土地の適正な管理を行うために必要な建築物（以下「管理施設」という。）を市街化調整区域に建築する場合で、次の全ての要件に該当するもの。

- 1 資材置場等は、次の（１）（２）のいずれかの要件に該当すること。
 - （１）資材置場は、次の全ての要件に該当すること。
 - ① 下記2（１）に該当する者が、露天で保管可能な建設資材を保管するもの。
 - ② 保管する物品は、自己の業務において使用すること。
 - （２）駐車場は、次の全ての要件に該当すること。
 - ① 下記2（１）又は（２）に該当する者が、当該業務に使用する車両を駐車するもの。
 - ② 下記2（２）の場合、収集したものを積替保管しないこと。
- 2 建築しようとする者は、次のいずれかの要件に該当すること。
 - （１）建設業法第三条第一項の許可を受けて建設業を営む者。
 - （２）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項の許可を受けて一般廃棄物収集運搬業を営む者又は同法第十四条第一項の許可を受けて産業廃棄物収集運搬業を営む者。
- 3 管理施設の敷地は、次の全ての要件に該当すること。
 - （１）資材置場等に隣接していること。
 - （２）建築基準法に適合する範囲で必要最小限であること。
- 4 管理施設の用途は、次の全ての要件に該当すること。
 - （１）隣接する資材置場等の土地利用を適正に行うためのものであり、宿泊のための施設でないこと。
 - （２）本支店など事務所機能がないこと。
 - （３）販売のための施設でないこと。
 - （４）隣接する資材置場で従事する従業員又は隣接する駐車場に駐車する自動車の運転手が使用するものであること。
- 5 管理施設の規模は、次の全ての要件に該当すること。
 - （１）延床面積の合計が15平方メートル以下かつ必要最小限であること。
 - （２）高さ3メートル以下であること。

令和2年 1月20日第41回開発審査会承認済 基準適用年月日 令和2年3月9日
--

- ア 資材置場等として利用する土地の適正な管理を行うために必要な建築物について
建築物を利用することが主たる目的ではない施設であり、例えば浚渫業者のバキュームカー駐車場における従業員の着替えのための建築物や、工務店の足場材や重機置場におけるそれらのメンテナンス用工具保管用建築物（セメント袋等を保管するための倉庫は不可）があげられる。
室の例としては、従業員控え室、物入、シャワー室、更衣室、湯沸室、洗面所、便所等が挙げられ、管理施設の利用形態に応じ判断するものとし、必要最小限とする。
- イ 資材置場等について
資材置場等の土地利用については、農地法に適合すること。

ウ 添付図書

当基準該当として申請するにあたっては、通常の添付図書に加えて次に掲げる図書を添付する必要がある。

- 1 理由書（資材置場等には建築物を建築しない旨を明記すること。）
- 2 申請者が法人の場合、法人の登記事項証明書、定款又は約款等
- 3 他法令に係る許認可証等の写し（建設業許可証など）
- 4 土地所有者等関係権利者の同意書
- 5 特別な事情がある場合はそれを証明するために必要な図書